

岡山県特定最低賃金専門部会（3業種）の開催について【追加】

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記の要領によりお申込みください。

記

- | | | | | |
|---|------|---|---|--------|
| 1 | 日 | 時 | } | 別紙のとおり |
| 2 | 場 | 所 | | |
| 3 | 議 | 題 | | |
| 4 | 傍聴人員 | | | |
| 5 | 要 | 領 | | |

(1) 専門部会のうち一部は開催されない場合があります。傍聴を希望される方は、その旨ご了承の上、お申し込みをお願いします。（別紙 参照）

(2) 傍聴を希望される方は、来庁、郵送又は電子メールで申し込みください。

来庁の場合は傍聴人名簿に記入のうえ申込みとなります。郵送又は電子メールで申込みの場合は、傍聴を希望される会議の名称、開催日、時間、場所、住所、氏名、電話番号及び所属をご記入のうえ、以下の宛先までお申込みください。

申込み先 〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局労働基準部賃金室 宛

電子メールアドレス chinginshitsu-okayamakyoku@mhlw.go.jp

お申込み締切りは 令和7年10月15日（水）17時15分（必着）です。

(3) 傍聴人員に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。当選された方に対しては、通知書でお知らせいたします。

(4) 当日は、審議会開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

(5) なお、事前にご応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、遵守事項を厳守してください。

(2) 駐車場が狭いため、お車はご遠慮ください。

(3) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方がおられれば、その方のご氏名もお書き添えください。

担当：岡山労働局労働基準部賃金室 TEL 086(225)2014

1 岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

	回 数	予定日時	場 所	議 題	傍聴人員
(1)	第3回	10月27日(月) 13時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	5名程度
(2) ※	第4回	11月4日(火) 15時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	若干名
(3) ※	第5回	11月19日(水) 15時00分～	岡山第2合同庁舎 3階 会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	若干名

2 岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

	回 数	予定日時	場 所	議 題	傍聴人員
(1)	第2回	10月21日(火) 10時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	5名程度
(2) ※	第3回	10月28日(火) 10時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	若干名
(3) ※	第4回	11月5日(水) 10時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	若干名

3 岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

	回 数	予定日時	場 所	議 題	傍聴人員
(1)	第3回	11月11日(火) 10時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	5名程度
(2) ※	第4回	11月14日(金) 15時30分～	岡山第2合同庁舎 3階 会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	若干名
(3) ※	第5回	11月21日(金) 15時00分～	岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室 (岡山市北区下石井 1-4-1)	特定最低賃金額審 議について	5名程度

※上記1～3の(2)及び(3)の専門部会について

- ・審議経過により開催されない場合があります。
- ・未開催の場合は、確定した段階ですみやかにご連絡いたします(直前のご連絡となる場合があります)。
- ・傍聴を希望される方は、以上をご了承の上、お申し込みをお願いします。

審議会傍聴にあたっての遵守事項

- 1 所定の傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話、スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ＩＣレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手等をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
なお、マスクの着用については個人の判断に委ねることとします。
 - ・会議室の入り口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。
 - ・発熱等の風邪症状がある方は、傍聴をお控えください。
- 11 その他、会長、専門部会長及び岡山地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

岡山地方最低賃金審議会